

# 旅券手数料の改定(案)

令和8年(2026年)2月  
外務省

令和7年12月23日、外務大臣は、国際観光旅客税の税率引上げ(令和8年7月1日以後に適用する方向で調整中)を前提に、旅券手数料の引下げに向けて調整を行う考えを表明しました。改定後の手数料の案は次のとおりです。今後、改定に必要な法令改正に向けた手続きに取り組み、改定が決定されれば改めてお知らせいたします。新手数料は、令和8年7月1日午前零時(海外での申請は申請先の在外公館所在地の現地時間による)以降の申請分から、適用される予定です。

| 年齢               | 旅券種別 | 現行手数料<br>(令和8年6月30日まで申請分)    | 改定後手数料(案)<br>(令和8年7月1日以降申請分) | 備考                  |
|------------------|------|------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 18歳以上            | 10年  | 電子申請 15,900円<br>窓口申請 16,300円 | 電子申請 8,900円<br>窓口申請 9,300円   | 7,000円<br>減額        |
|                  | 5年   | 電子申請 10,900円<br>窓口申請 11,300円 | ×                            | 18歳以上<br>5年旅券<br>廃止 |
| 18歳未満<br>(12歳以上) | 5年   | 同上                           | 電子申請 4,400円<br>窓口申請 4,800円   | 6,500円<br>減額        |
| (12歳未満)          | 5年   | 電子申請 5,900円<br>窓口申請 6,300円   | 電子申請 4,400円<br>窓口申請 4,800円   | 1,500円<br>減額        |

※電子申請とは、マイナンバーカードとスマートフォンを利用し、マイナポータルから行うオンライン申請のことです。  
日本国外からは、オンライン在留届(ORRネット)に登録して、オンラインで申請を行うことができます。  
※年齢計算は、「年齢計算ニ関スル法律」により、申請者の誕生日の前日の申請手続から1歳加算して取り扱われます。例えば、平成20年(2008年)7月1日生まれの方は 令和8年(2026年)6月30日申請分から「18歳以上」として取り扱われ、平成20年(2008年)7月2日生まれの方は令和8年(2026年)7月 1日申請分から「18歳以上」として取り扱われますのでご注意ください。